

山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の構成団体の変更
及びこれに伴う規約の変更について

令和 7 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 6 号に規定する事務を共同処理する団体に下関市を加え、同条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体に柳井地域広域水道企業団を加え、及び同条第 9 号に規定する事務を共同処理する団体に山口市を加えるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、同組合規約の一部を次のとおり変更する。

山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約
別表第 1 中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第 2 の 6 の項中「宇部市」を「下関市（別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。）、宇部市」に改め、「、田布施・平生水道企業団」を削り、同表の 8 の項中「周南東部環境施設組合」の次に「、柳井地域広域水道企業団（別表第 4 に規定する事務に限る。）」を加え、同表の 9 の項中「萩市」を「山口市、萩市」に改め、同表の 11 の項中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第 3 中「

団 体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員

」を

「

団 体	対象とする非常勤の職員
下関市	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員
宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員

」に改める。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4 第 3 条第 8 号に規定する事務のうち対象とする事務(第 3 条関係)

団体	対象とする事務
柳井地域広域水道企業団	地方公務員法第 3 章第 6 節の 2 に規定する退職管理に関する事務

附 則
この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以上のとおり協議を行った。
令和 7 年 3 月 2 7 日

● ● ● ● ● 長
● ● ●
●
●

